

令和 2 年 4 月 16 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 令和２年４月定例総会議事録

招 集年月日	令和２年４月１６日									
開催年月日	令和２年４月１６日									
召集の場所	下郷町役場正庁									
本日の会議	開会	令和２年４月１６日 午後１時３０分				議長	渡 部 功			
	閉会	令和２年４月１６日 午後２時１３分				議長	渡 部 功			
応 招 委 員	１ 番	湯	田	吉	春	２ 番	星	正 喜		
	３ 番	小	山	常	喜	４ 番	玉	川	勝	久
	５ 番	大	竹	貫	一	６ 番	佐	藤	行	正
	７ 番	星			希	８ 番	渡	部	友	之
	９ 番	渡	部	博	行	１０ 番	佐	藤	輝	男
	１１ 番	渡	部		功					
不応招委員	なし									
出 席 委 員	１ 番	湯	田	吉	春	２ 番	星	正 喜		
	４ 番	玉	川	勝	久	５ 番	大	竹	貫	一
	６ 番	佐	藤	行	正	８ 番	佐	藤	友	之
	９ 番	渡	部	博	行	１０ 番	佐	藤	輝	男
	１１ 番	渡	部		功					
欠 席 委 員	３ 番	小	山	常	喜	７ 番	星	希		
議事録署名委員	１ 番	湯	田	吉	春	２ 番	星	正 喜		
農業委員会等に関する法律第 32 条の規定により報告等のため出席した者の職氏名	農地利用最適化推進委員 星 陽 一 郎									
本会議に職務のため出席した者の職指名	事務局長 大 竹 浩 二					会計年度任用事務補助員 佐 藤 兼 也				
議 事 日 程	別紙のとおり									
会議に付した事件名	別紙のとおり									
会 議 の 経 過	別紙のとおり									

令和2年4月定例総会議事日程

期 日：令和2年4月16日（木）午後1時30分開会

開 会

開 議

会務報告

日程第1 議事録署名委員の指名
1 番 湯 田 吉 春
2 番 星 正 喜

日程第2 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

日程第3 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（渡部 功会長） 開会に先立ちまして、ご連絡をいたします。

本日の提出議案以外におけるご意見、ご質問等におかれましては、本定例総会終了後にその時間を設けることといたしましたのでご協力をよろしくお願いしたいと思います。

お知らせいたします。3番、小山常喜委員、7番、星 希委員より欠席する旨の届出がありましたのでお知らせをいたします。

また、本日提出いたしました議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてにおきまして、この現地調査報告を行っていただくために、今回、最適化推進委員の星 陽一郎委員に出席をいただいておりますことをご報告申し上げたいと思います。

只今の出席委員は9名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから下郷町農業委員会、令和2年4月定例総会を開会いたします。

これから会議を開きます。（午後1時30分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局から会務の報告を行います。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （会務の報告）

○議長（渡部 功会長） これで会務の報告を終わります。

日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（渡部 功会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、1番、湯田吉春委員、2番、星 正喜委員を指名いたします。なお、両名には、本定例総会における議事録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

○議長（渡部 功会長） 日程第2、議案第7号 農用地利用集積計画の決定に

ついでにこの件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （議案の朗読）

○局長（大竹浩二事務局長） では議案の説明を行います。

朗読にもありました、町から諮問がページ2となっております。

続きましてページ4をお開きください。

計画書の概要を説明いたします。

利用権設定といたしまして貸し手15人、借り手8人。その内容につきましては田が25筆、14,482㎡、畑が2筆、1,385㎡、合計27筆、15,867㎡となっております。

続きましてページ5をお開きください。

整理番号1、借受者は[REDACTED]、[REDACTED]。貸付者は[REDACTED]、[REDACTED]です。貸付面積は340㎡で5年間の再設定となります。

整理番号2から整理番号7までの借受者は[REDACTED]

[REDACTED]です。

整理番号2、貸付者は[REDACTED]、[REDACTED]です。貸付面積は203㎡で10年間の新規設定となります。

整理番号3、貸付者は[REDACTED]、[REDACTED]です。貸付面積は6筆で2,559㎡、10年間の新規設定となります。

整理番号4、貸付者は[REDACTED]、[REDACTED]です。貸付面積は338㎡、10年間の新規設定となります。

整理番号5、貸付者は[REDACTED]、[REDACTED]です。貸付面積は2筆で1,632㎡、10年間の新規設定となります。

整理番号6、貸付者は[REDACTED]、[REDACTED]です。貸付面積は500㎡、10年間の新規設定となります。

整理番号7、貸付者は[REDACTED]、[REDACTED]です。貸付面積は2筆で1,324㎡、10年間の新規設定となります。

整理番号8、借受者は[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]。貸付者は[REDACTED]、[REDACTED]

です。貸付面積は 4 筆で 4,820 m²、5 年間の新規設定となります。

整理番号 9、借受者は、です。貸付者は、です。貸付面積は 4 筆で 1,359 m²、このうち、3 筆、922 m²が 10 年間の新規設定、1 筆、437 m²が 5 年間の再設定となります。

整理番号 10 から整理番号 12 は、借受者が、です。

整理番号 10、貸付者は、です。貸付面積は 674 m²、3 年間の再設定になります。

整理番号 11、貸付者は、です。貸付面積は 2 筆で 664 m²、3 年間の再設定となります。

整理番号 12、貸付者は、です。貸付面積は 409 m²で 3 年間の再設定となります。

整理番号 13、借受者は、です。貸付者は、です。貸付面積は 1,045 m²で 3 年間の新規設定となります。

整理番号 14 および整理番号 15 の借受者は、です。

整理番号 14、貸付者は、です。貸付面積は 3 筆で 2,631 m²、5 年間の新規設定となります。

整理番号 15、貸付者は、です。貸付面積は 2 筆で 1,046 m²、5 年間の新規設定となります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件であります農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められ効率的に利用できること。対象農地の関係権利用者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

なお、整理番号 9 につきましては議席番号 9 番委員が、整理番号 10 から整理番号 12 までは議席番号 11 番委員の関連する議案になっております。

これにつきましては、農業委員会に関する法律第 24 条の規定、議事参与

の制限に基づき議案の採決に参加できませんのでよろしくお願いします。

以上、第7号議案の説明となります。

○議長（渡部 功会長） ただいま事務局から説明がありましたとおり、番号9番から番号11番は、農業委員会に関する法律第24条の規定により議事参与の制限があります。

そのため、番号1から番号8、ならびに番号14から番号15についての質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明に質問、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第7号 農用地利用集積計画の決定についてにおける番号1から番号8、ならびに番号13から番号15についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でございますので、議案第7号 農用地利用集積計画の決定についてにおける番号1から番号8ならびに番号13から番号15については、原案を適正とすることに決定されました。

次に番号9につきましては、[REDACTED]に関連する法案でありますので、農業委員会に関する法律第24条における議事参与の制限によりまして、審議開始から終了までの一時退席をお願いいたします。

暫時、休議いたします。

（[REDACTED]退室）

○議長（渡部 功会長） 再開します。

続きましては、番号9についての質疑に入ります。

事務局の説明に質疑、ご意見等ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、質疑を終わります。

これから、議案第7号 農用地利用集積計画の決定についてにおける番号

(全員挙手)

([REDACTED] 入室)

(議長交代)

([REDACTED] 退室)

(「質疑なし」の声あり)

これから、議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定についてにおける番号 10 から番号 12 について採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

の入室を許可いたします。

([REDACTED] 入室)

渡部 功会長におきます議事参与の制限に関する案件が終了しましたので、議長を交代いたしますので、暫時休議いたします。

(議長交代)

ただいまの議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定については、番号 1 から番号 15 までの全案件が適正と決定されましたので、町に対しましてその旨を答申することといたします。

○議長（渡部 功会長） 日程第3、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （議案の朗読）

○局長（大竹浩二事務局長） では議案の説明を行います。

許可申請につきましてはページ8となっております。

譲受人は[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]。

譲渡人は[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]です。

申請地は[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の畑、面積は3筆で18,477 m²で土砂採取に伴う一時転用でございます。なお、使用賃借権を設定するものでございます。

申請事由は砂利採取地の埋戻し土砂を確保するため、また、申請地は勾配が一定でないことから耕作しやすい優良農地に整備するものであります。

ページ10は位置図でございます。位置的には[REDACTED]に位置しております。

ページ12が平面図、ページ13が縦断図、ページ14からページ18が横断図となります。

以上で説明を終わります。

○議長（渡部 功会長） 続きまして、担当委員より調査結果の説明を求めます。

落合担当推進委員の星 陽一郎委員にお願いします。

○推進委員（星 陽一郎委員） 落合地区担当推進委員の星 陽一郎です。

4月13日、月曜日、譲渡人の[REDACTED]と、譲受人の[REDACTED]の[REDACTED]立会いのもと、星 正喜農業委員、そして事務局と私で調査したところ、事務局の説明のとおり相違ございませんでした。

当該農地は勾配が一定でないことから耕作しにくく、現在は休耕地になっております。

隣接地は以前に土砂採取が行われ、そば畑として耕作が行われていますが、その土地との段差が生じていることから、本整備によりこの土地との平坦性が保たれ、耕作しやすいように勾配を均一にし、農地に復元する計画となっております。

以後、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡部 功会長） これで調査結果の説明を終わります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） 本農地は農振農用地の区域内にある農地ではありますが、土砂採取による一時転用でありますので、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。

続きまして資力及び信用ですが、必要な資金については自己資金金額で完成させるとのことでありまして、通帳の写しも申請書に添付されておりましたことから適正であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、申請に係る事業の施工に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについて、砂利採取ではないので行政庁の認可は必要ありません。

農地以外の土地の利用見込みもございません。

計画面積の妥当性につきましては、申請地の地盤をなだらかにするという農地改良ですので妥当かと考えます。

一時転用することによって生じる周辺の農地に関わる営農条件への支障の有無につきましては、2車線の町道から申請地までの農地用道路があり、工事用車両の通行には、この道路に鉄板を敷いて対処することから、周辺農地への営農条件の支障はないと考えられます。

法令や条例により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況につきましては、福島県景観条例、土壤汚染対策法の一定規模以上の土地の形質の変更届出も令和2年3月27日付けで受理されておりますので問題はないと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局、現地調査報告、農地法第5条の要件について質疑、意見等ございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認めこれで質疑を終わります。

これから、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(渡部 功会長) 全員賛成でございますので、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案を県知事に進達するものと決定されましたので、福島県農業会議へ意見を求め、その意見を付して県知事に進達するものといたします。

以上で、本定例総会の会議に付された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年4月定例総会を閉会いたします。

(午後2時13分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により署名する。

令和2年4月16日

下郷町農業委員会 会長

同 署名委員

同 署名委員